

一宮市任期付職員(弁護士)採用選考試験

1 職務内容等、採用予定人数及び任期

職務内容：市職員からの業務上における法律相談や、条例・規則等の整備をはじめとする、弁護士の専門性が発揮できる自治体の業務全般

身分：フルタイム勤務の正規職員（行政職）

採用予定：1名

任期：平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間
（勤務成績により任期を最大2年間延長できます）

2 受験資格

昭和54年4月2日以降に生まれた方で、かつ平成30年11月末時点で弁護士としての実務経験を有し、弁護士名簿に登録されている方。

○地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験することができません。

○弁護士法第7条に規定する弁護士の欠格事由に該当する方は受験することができません

○日本国籍を有しない外国籍の方（永住者又は特別永住者）は、公権力を行使する職につくことができないため受験することができません。

3 採用

平成31年4月1日以降（応相談）

4 受験申込方法

次のものを一宮市役所総合政策部人事課まで直接お持ちいただくか、郵送にて提出してください。

①一宮市職員採用候補者試験申込書

別紙様式に黒のペン又はボールペンで記入してください。

②応募小論文

「一宮市任期付職員に応募した動機、及びあなたの業務経験」をテーマに、1,200字以内で作成してください。（A4用紙 書式は自由）

<申込受付期間> 平成30年11月1日（木）～11月30日（金）

持込の場合の受付時間は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。郵送の場合は、11月30日までの消印のあるものに限ります。（申込受付期間終了間際に発送する場合は、速達にしてください。）

4 第1次選考

試験内容 応募小論文、経歴による書類審査

合否通知 12月21日（金）に受験者全員に合否通知を発送します。

5 第2次選考

- 日 時 1月26日(土)・27日(日)のいずれか
試験内容 事務適性試験、個別面接
可否通知 2月中旬に受験者全員に可否の通知をします。

6 給料等について

(1) 給料(平成31年4月予定 地域手当を含む。)

区分	月 額	年 収	備 考
4号給	約56万円	約891万円 (初年度は約859万円)	実務経験2年以上、かつ昭和59年4月1日以前に生まれた人
3号給	約50万円	約789万円 (初年度は約760万円)	実務経験2年未満、または昭和59年4月2日以降に生まれた方

※弁護士会の会費等は自己負担となります。

(2) 諸手当

期末手当、通勤手当を支給要件に応じて支給します。(扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、勤勉手当、管理職手当等は支給されません)

(3) 勤務時間

月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
原則として土・日曜日、祝日は休み

(4) 有給休暇

年20日間。他に病気休暇等の制度もあります。

(5) 福利厚生

共済制度、健康保険制度、職員互助会制度などがあり、住宅資金貸付、保養施設契約など多くの事業を行っています。職員の健康管理にも十分留意し、定期的に健康診断を実施しています。

(6) 服務

任用期間中は地方公務員法が適用されますので、弁護士業務について停止(又は制限)する必要があります。

(7) その他

給料・勤務時間等は市の条例が適用されるため、条例の改正により変更となる場合があります。

【 受験申込先及びこの受験案内に関する問い合わせ先 】

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市役所総合政策部人事課(一宮市役所本庁舎6階)
電話番号(0586)28-8953【直通】
ウェブサイトアドレス

<http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/shisei/shokuin/1000068/1000311/index.html>